

## 議案第54号

鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

### 鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和28年鹿児島県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 夜間中学教育手当

第5条及び第6条を次のように改める。

（夜間中学教育手当）

第5条 夜間中学教育手当は、夜間において授業を行う学級を置く中学校の教育職員が、当該学校の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第3号及び第4号に掲げる教育職員以外の教育職員（以下「一般職員」という。）でその職務の級が2級以上であるもの 880円

(2) 一般職員でその職務の級が1級であるもの 700円

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）でその職務の級が2級以上であるもの 600円

(4) 定年前再任用短時間勤務職員でその職務の級が1級であるもの 510円

第6条 削除

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

夜間において授業を行う学級を置く中学校の業務に従事した教育職員に特殊勤務手当を支給するため、所要の改正をしようとするものである。